

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書の提出について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 システム運用部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○参加資格

当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、又は平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していることが必要となります。

（見積書の提出の際に審査結果（通知）の写し等を提出してください。）

○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年11月4日（水）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年11月6日（金）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

令和 年 月 日

用紙供給証明書

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

下記のとおり、当該業務の仕様に適合した用紙の供給については、必要な数量を速やかに供給する旨、用紙供給業者より了承を得ていることを証明いたします。

記

(案 件 名) 帳票「H275 送金通知書（新法）」外5点の作成

(グリーン購入法への適合) ☐ 適合する ☐ 適合しない (代替用紙使用の理由を記載)

(代替用紙使用の理由) _____

(用 紙 の 紙 質) _____

(用 紙 の 名 称) _____

所 在 地

法人名又は商号

代 表 者 名

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H275 送金通知書（新法）」
紙 質	連続用感圧接着用紙（再剥離可能な特殊感圧接着剤を表裏全体に塗布した用紙） ※原紙 連続伝票用紙（NIP対応用紙） メートル坪量 120.0g/m ² 糊材塗布後 メートル坪量 129.3g/m ² ただし、はがき本体が2g以上で、はがき全体が6g以内であること。
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（紫）、裏1色（紫） ※UV耐熱インキ
サ イ ズ	1折り2面付き 縦12インチ × 横13インチ 公差0.5mmとする。 （1面当たり 縦 6インチ × 横13インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙①のとおり）、「郵便はがき」部分の5か所穴あり（別紙②のとおり）
梱 包	・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	30,000折(30箱)
納 期	令和8年12月21日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「H275-●●●●」と印刷する。 ※●●●●は下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本、別紙①および②を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、または平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として日本年金機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年10月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年10月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H 2 7 5 送金通知書（新法）

★ ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン（縦 2本 横 1本）

コーナークット及び郵便はがき部分の穴開け有り

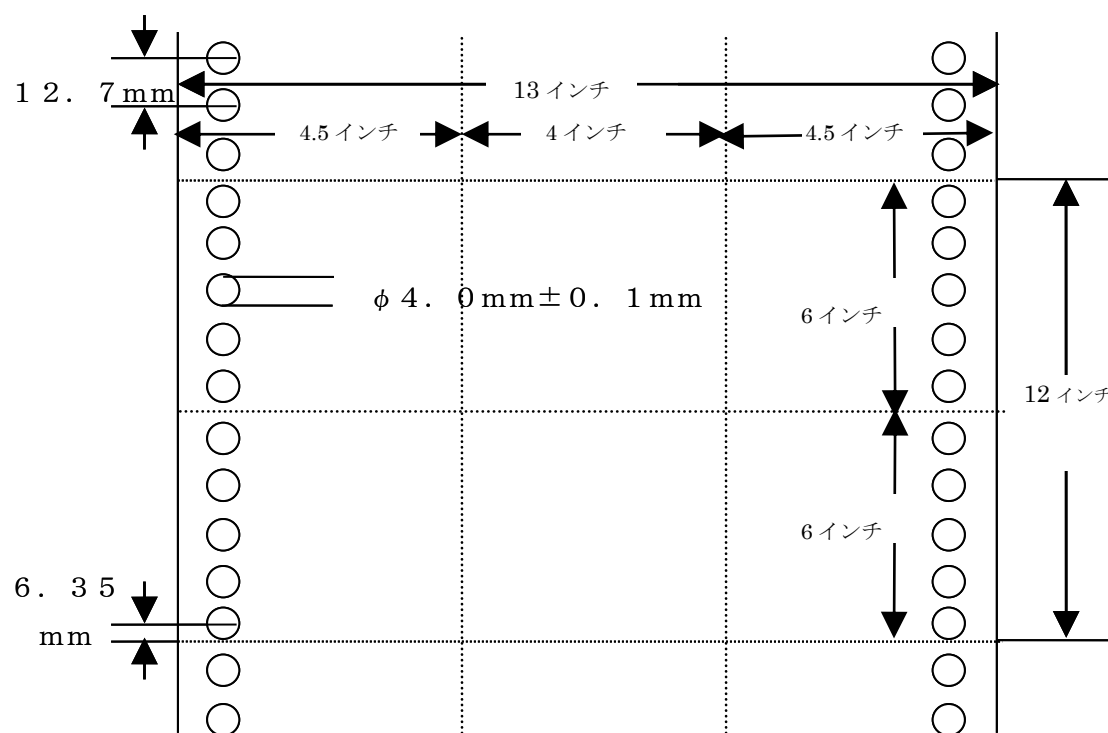
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

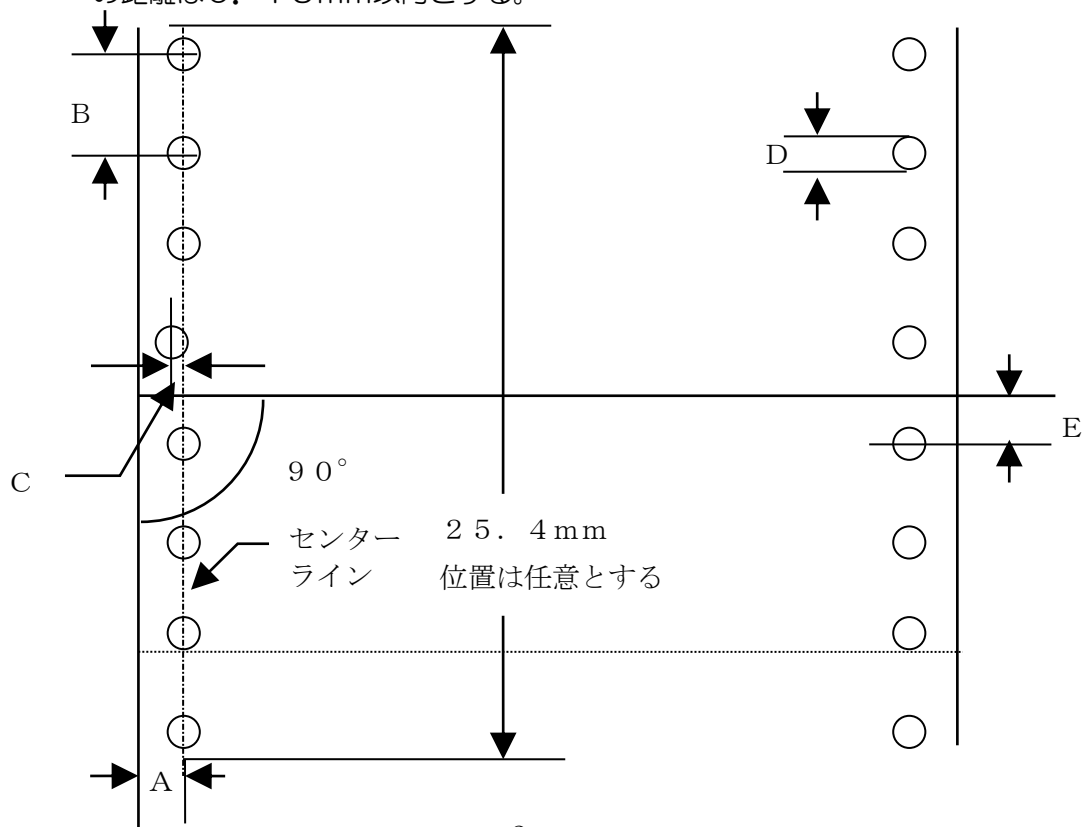
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

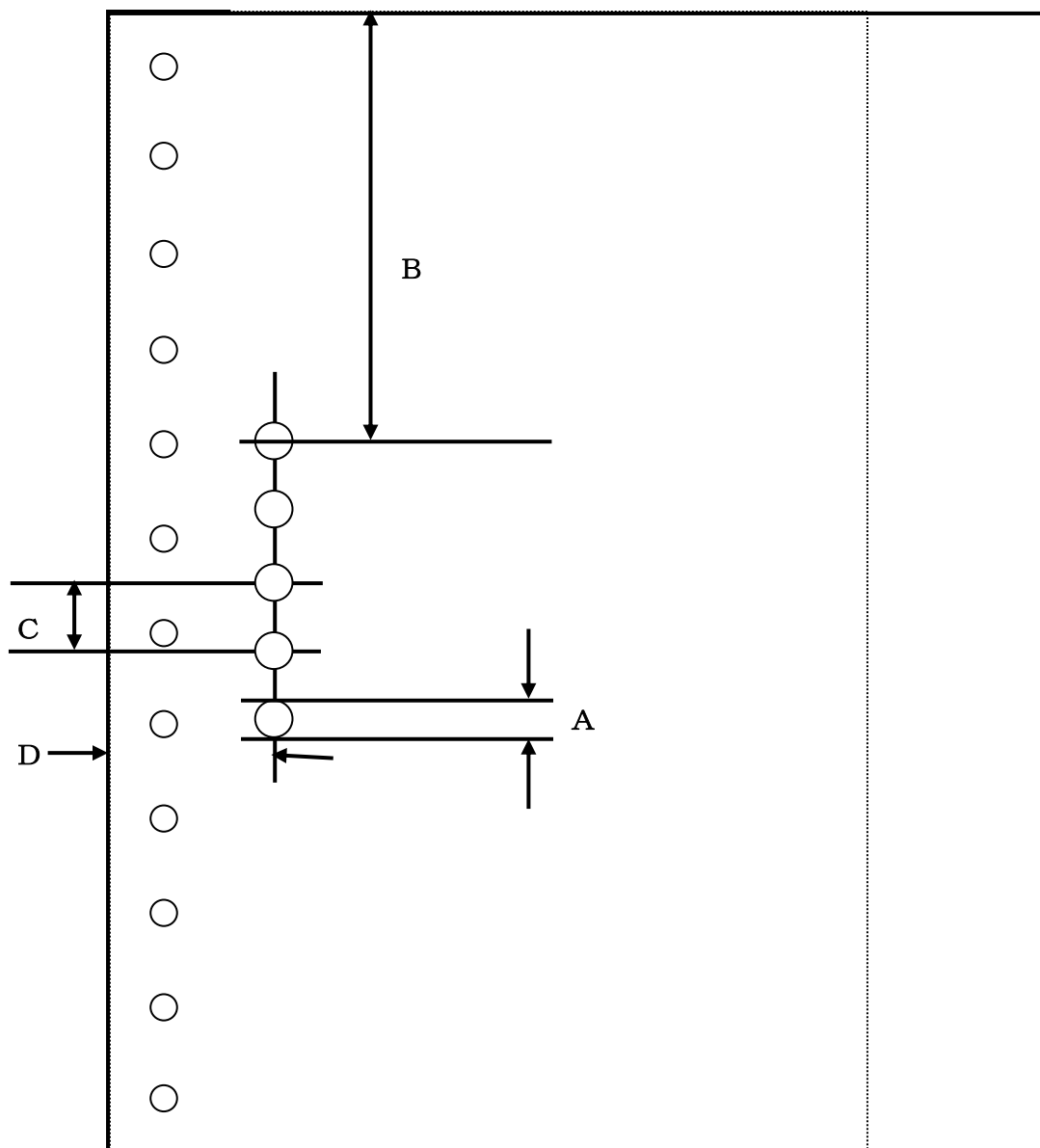
左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



別紙②

○H275 送金通知書(新法)の郵便はがき部分の穴の位置と寸法

表



A: 穴の直径 $5.5\text{mm} \pm 0.1\text{mm}$

B: 端からの一番上の穴の中心までの距離(縦) $56.7\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

C: 穴の中心部から次の穴の中心部までの距離(縦) $9.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

D: 端からの穴の中心までの距離(横) $19.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

料金後納
郵便

大切なお知らせ

差出人 **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西
Japan Pension Service 三丁目5番24号



開封前にあて名をご確認ください。

このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「副記」と記入し、郵便ポストに投函してください。

ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

料金後納
郵便

大切なお知らせ

差出人 **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西
Japan Pension Service 三丁目5番24号



開封前にあて名をご確認ください。

このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「副記」と記入し、郵便ポストに投函してください。

国民年金・厚生年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名

支払開始日 令和 年 月 日

年金の種類

年金証書の基礎年金番号・年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国保保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および 復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行

郵便局

領 取 証

上記の金額を受領しました。令和 年 月 日

氏名

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

国民年金・厚生年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名

支払開始日 令和 年 月 日

年金の種類

年金証書の基礎年金番号・年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国保保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および 復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行

郵便局

領 取 証

上記の金額を受領しました。令和 年 月 日

氏名

厚生労働省

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

(注意事項)

- この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払いできないこととなりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管してください。
- この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
この場合、その支払がまだなされていないときは、左面記載支払店を経由して発行官署へ届け出てください。
- 受取人は、領収証欄に日付および氏名を記入し、年金証書と一緒に支払店に差し出してください。
- 左面記載の支払開始日から1年を過ぎますと表記の支払店では支払を受けられません(その場合は左面記載の取扱官署にお申出ください)。
- 代理人として受け取りに来た方が、代理人本人であることを確認できる「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 支払店(郵便局)を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座振込に変更するとき、また住所を変更するときは、変更の届をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください(届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります)。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税があわせて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

(注意事項)

- この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払いできないこととなりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管してください。
- この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
この場合、その支払がまだなされていないときは、左面記載支払店を経由して発行官署へ届け出てください。
- 受取人は、領収証欄に日付および氏名を記入し、年金証書と一緒に支払店に差し出してください。
- 左面記載の支払開始日から1年を過ぎますと表記の支払店では支払を受けられません(その場合は左面記載の取扱官署にお申出ください)。
- 代理人として受け取りに来た方が、代理人本人であることを確認できる「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 支払店(郵便局)を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座振込に変更するとき、また住所を変更するときは、変更の届をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください(届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります)。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税があわせて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

H275
裏

送金通知書のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165

・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165

(受付時間) 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の所定日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ！

「予約受付専用電話」
0570-05-4890

・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521

(受付時間) 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

○最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違え電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いには十分ご注意ください。

○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくっております。予めご了承ください。

○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人お二人の基礎年金番号が必要です。

不審な電話・手紙等にご注意ください。

○日本年金機構では、携帯電話によりATMで送付金を受け取るよう誘導することはありません。

○日本年金機構の職員が、電話でマイナンバーやお客様の家族構成、金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。

また手数料などの金銭を求めることもありません。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 検索

※委任状は、必ず親筆で委任する方が記入してください。

委任状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

氏名
住所

氏名

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。

なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることをお勧めします。

この通知書はなくさないでください。

※委任状は、お手続きを委任する方がご記入ください。

委任状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

氏名
住所

氏名

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。

なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることをお勧めします。

この通知書はなくさないでください。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「A275 送金通知書（共済）」
紙 質	連続用感圧接着用紙（再剥離可能な特殊感圧接着剤を表裏全体に塗布した用紙） ※原紙 連続伝票用紙（NIP対応用紙） メートル坪量 120.0g/m ² 糊材塗布後 メートル坪量 129.3g/m ² ただし、はがき本体が2g以上で、はがき全体が6g以内であること。
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（小豆）、裏1色（小豆） ※UV耐熱インキ
サ イ ズ	1折り2面付き 縦12インチ × 横13インチ 公差0.5mmとする。 （1面当たり 縦 6インチ × 横13インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙①のとおり）、「郵便はがき」部分の5か所穴あり（別紙②のとおり）
梱 包	・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	2,000折（2箱）
納 期	令和8年12月21日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「A275-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本、別紙①および②を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後を作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、または平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として日本年金機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年10月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年10月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

A 2 7 5 送金通知書（共済）

★ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン（縦 2本 横 1本）

コーナークット及び郵便はがき部分の穴開け有り

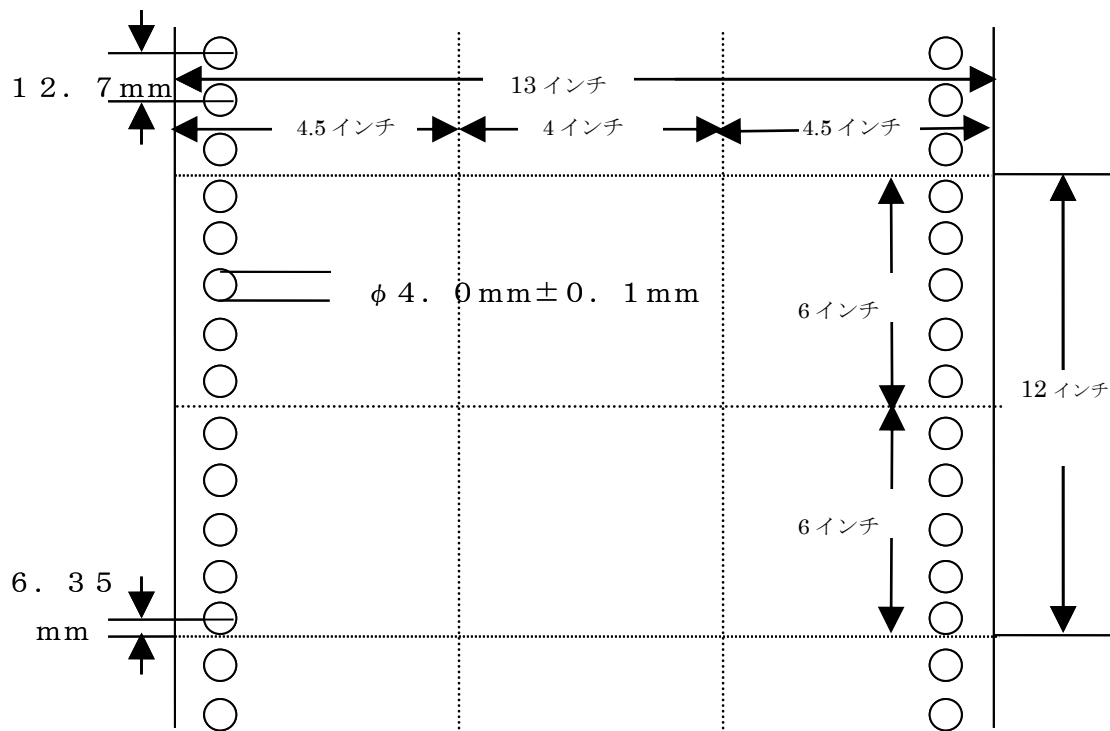
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

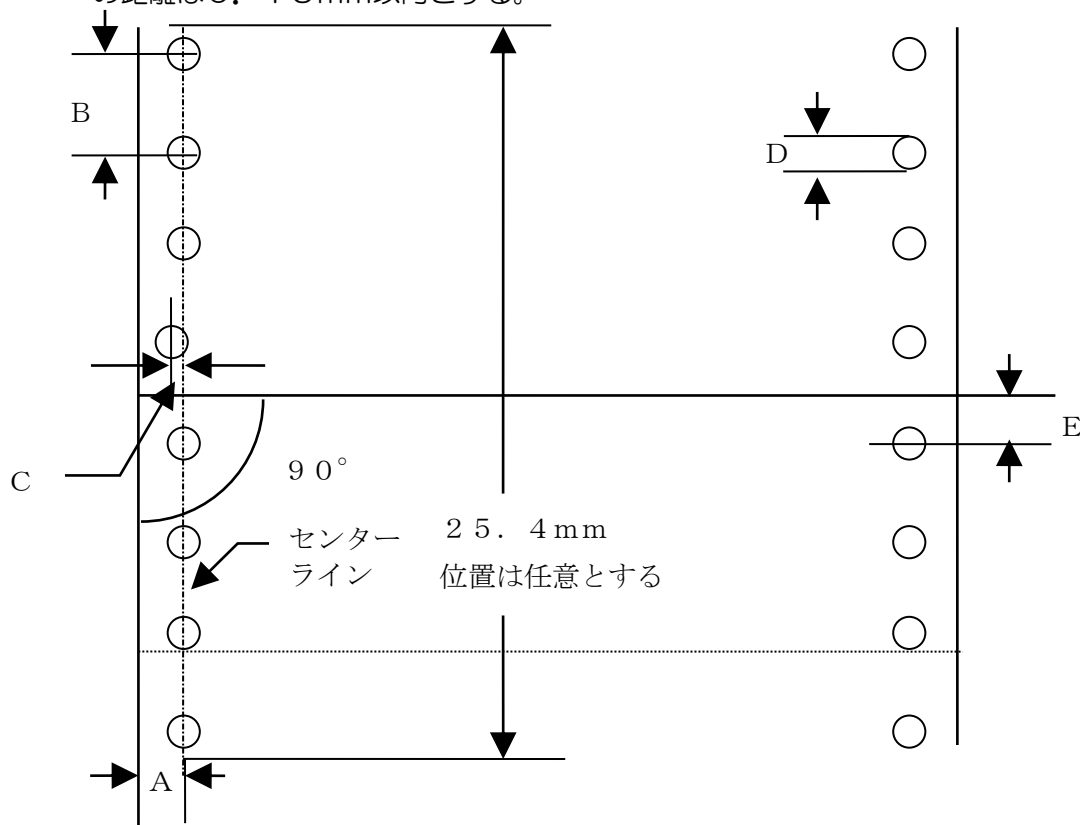
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

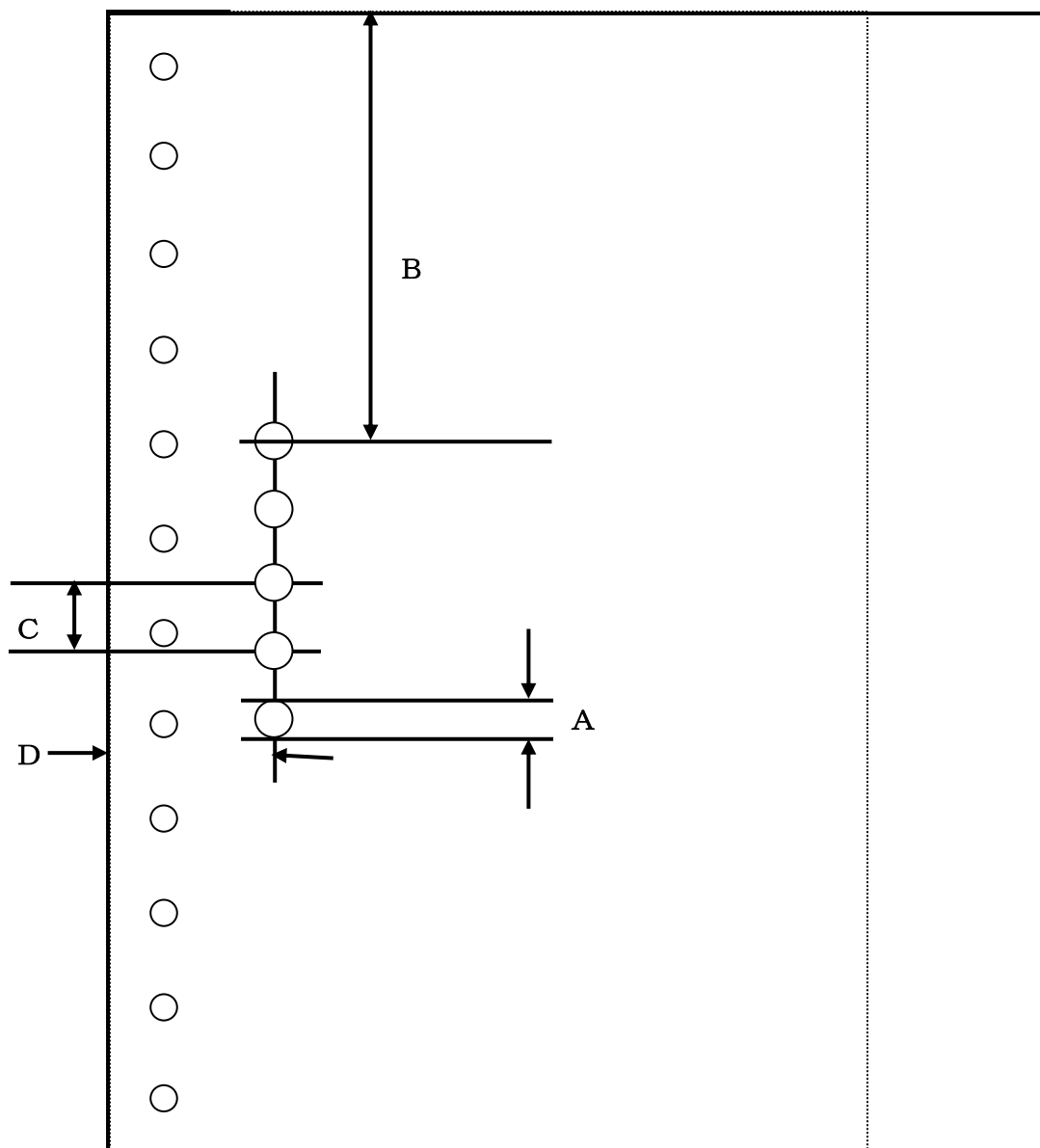
左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



別紙②

○A275 送金通知書(共済)の郵便はがき部分の穴の位置と寸法

表



A: 穴の直径 $5.5\text{mm} \pm 0.1\text{mm}$

B: 端からの一番上の穴の中心までの距離(縦) $56.7\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

C: 穴の中心部から次の穴の中心部までの距離(縦) $9.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

D: 端からの穴の中心までの距離(横) $19.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名

支払開始日 令和 年 月 日
年金の種類
年金証書の基礎年金番号・年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国保保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および 復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行 郵便局

領 収 証

上記の金額を受領しました。令和 年 月 日

氏名

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名

支払開始日 令和 年 月 日
年金の種類
年金証書の基礎年金番号・年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国保保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および 復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行 郵便局

領 収 証

上記の金額を受領しました。令和 年 月 日

氏名

厚生労働省

料金後納
郵便

大切なお知らせ

差出人 日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 三丁目5番24号
Japan Pension Service

① 開封前にあて名をご確認ください。
このお知らせは定額受取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

料金後納
郵便

大切なお知らせ

差出人 日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 三丁目5番24号
Japan Pension Service

① 開封前にあて名をご確認ください。
このお知らせは定額受取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

(注意事項)

- この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払できないこととなりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管してください。
- この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
この場合、その支払がまだなされていないときは、左面記載支払店を経由して発行官署へ届け出てください。
- 受取人は、領収証欄に日付および氏名を記入し、年金証書と一緒に支払店に差し出してください。
- 左面記載の支払開始日から1年を過ぎますと表記の支払店では支払を受けられません(その場合は左面記載の取扱官署にお申出ください)。
- 代理人として受け取りに来た方が、代理人本人であることを確認できる「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 支払店(郵便局)を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座振込に変更するとき、また住所を変更するときは、変更の届をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください(届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります)。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税があわせて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

(注意事項)

- この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払できないこととなりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管してください。
- この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
この場合、その支払がまだなされていないときは、左面記載支払店を経由して発行官署へ届け出てください。
- 受取人は、領収証欄に日付および氏名を記入し、年金証書と一緒に支払店に差し出してください。
- 左面記載の支払開始日から1年を過ぎますと表記の支払店では支払を受けられません(その場合は左面記載の取扱官署にお申出ください)。
- 代理人として受け取りに来た方が、代理人本人であることを確認できる「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 支払店(郵便局)を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座振込に変更するとき、また住所を変更するときは、変更の届をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください(届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります)。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税があわせて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

A275
裏

送金通知書のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165
・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165
〈受付時間〉 月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の親所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ！

「予約受付専用電話」
0570-05-4890
・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521
〈受付時間〉 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15
※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
○最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違え電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いには十分ご注意ください。
○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(6日程度)は電話がつながりにくくなっております。予めご了承ください。
○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人お二人の基礎年金番号が必要です。

不審な電話・手紙等にご注意ください。
○日本年金機構では、携帯電話によりATMで送付金を受け取るよう誘導することはありません。
○日本年金機構の職員が、電話でマイナンバーやお客様の家族構成、金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。
また手数料などの金銭を求めることもありません。
不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の情報をお問い合わせ先などをご案内いたします。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

送金通知書のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165
・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165
〈受付時間〉 月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の親所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ！

「予約受付専用電話」
0570-05-4890
・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521
〈受付時間〉 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15
※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
○最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違え電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いには十分ご注意ください。
○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(6日程度)は電話がつながりにくくなっております。予めご了承ください。
○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人お二人の基礎年金番号が必要です。

不審な電話・手紙等にご注意ください。
○日本年金機構では、携帯電話によりATMで送付金を受け取るよう誘導することはありません。
○日本年金機構の職員が、電話でマイナンバーやお客様の家族構成、金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。
また手数料などの金銭を求めることもありません。
不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の情報をお問い合わせ先などをご案内いたします。

※委任状は、お手続きを委任する方がご記入ください。

委 任 状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

姓
名
氏
名
住所

氏名

※委任状は、お手続きを委任する方がご記入ください。

委 任 状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

姓
名
氏
名
住所

氏名

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。

なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることを勧めします。

この通知書はなくさないでください。

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。

なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることを勧めします。

この通知書はなくさないでください。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「K290 送金通知書（厚年）」
紙 質	連続用感圧接着用紙（再剥離可能な特殊感圧接着剤を表裏全体に塗布した用紙） ※原紙 連続伝票用紙（NIP対応用紙） メートル坪量 120.0g/m ² 糊材塗布後 メートル坪量 129.3g/m ² ただし、はがき本体が2g以上で、はがき全体が6g以内であること。
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（墨）、裏1色（墨） ※UV耐熱インキ
サ イ ズ	1折り2面付き 縦12インチ × 横13インチ 公差0.5mmとする。 （1面当たり 縦 6インチ × 横13インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙①のとおり）、「郵便はがき」部分の5か所穴あり（別紙②のとおり）
梱 包	・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	2,000折（2箱）
納 期	令和8年12月21日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「K290-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本、別紙①および②を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後を作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、または平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として日本年金機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年10月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年10月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

K 2 9 0 送金通知書 (厚年)

★ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン（縦 2本 横 1本）

コーナーカット及び郵便はがき部分の穴開け有り

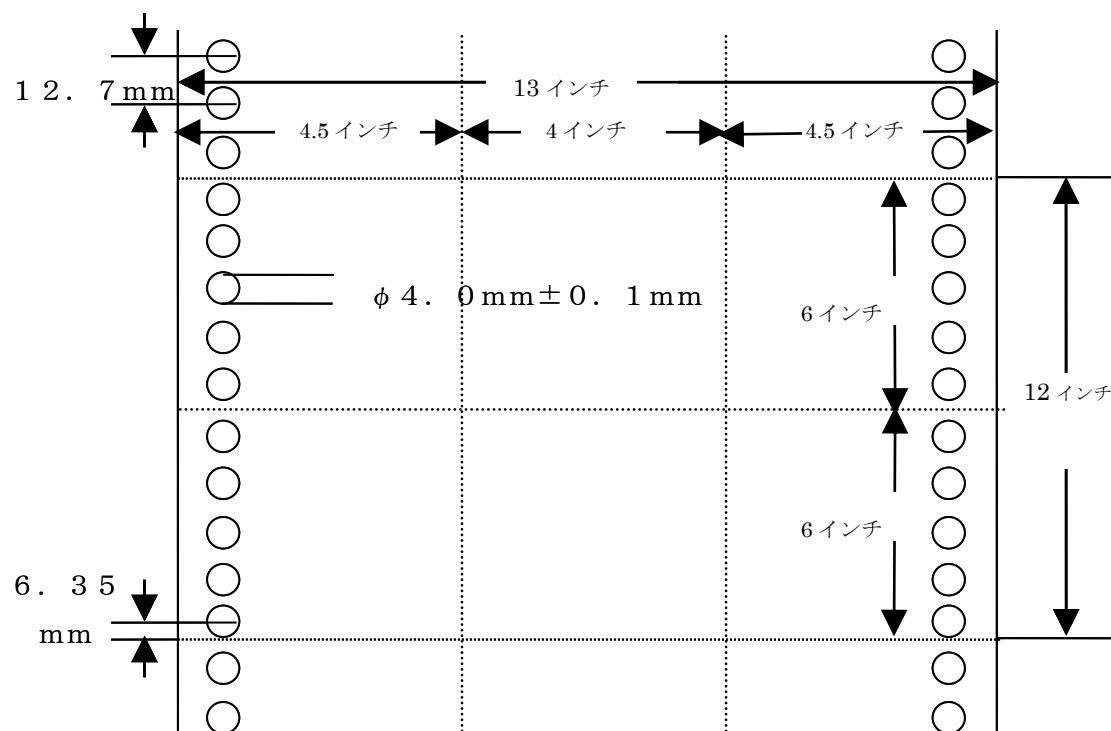
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

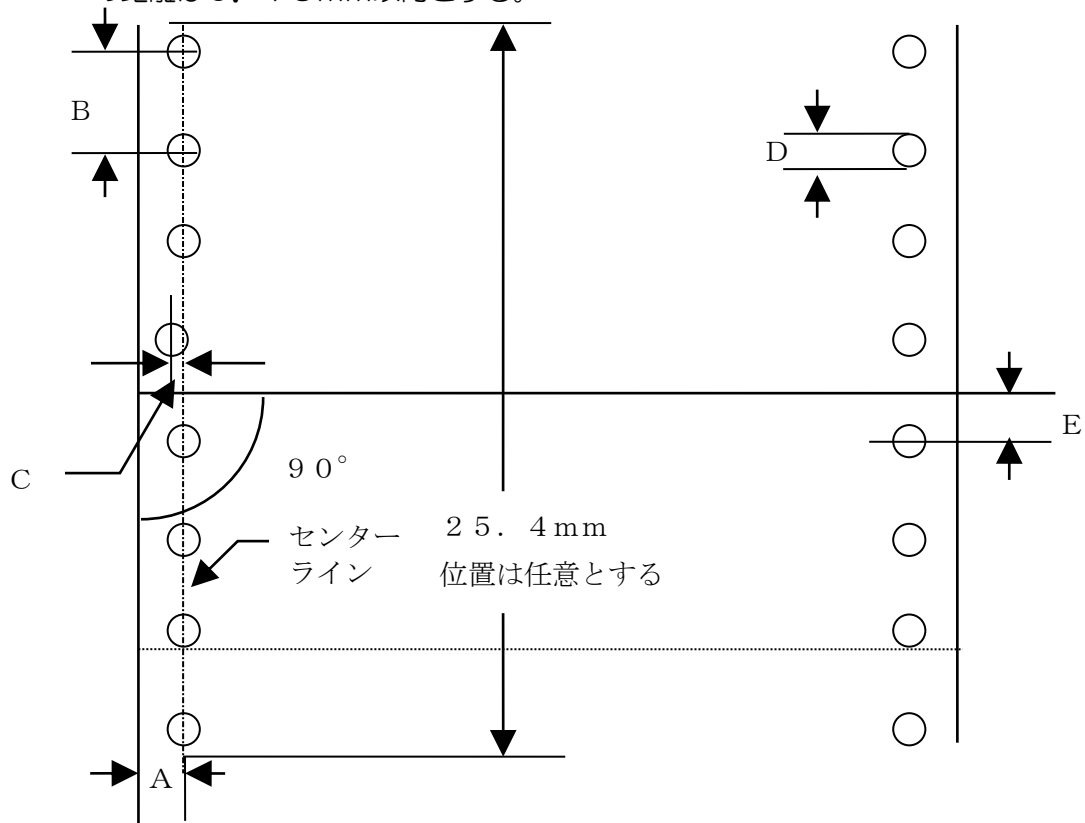
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

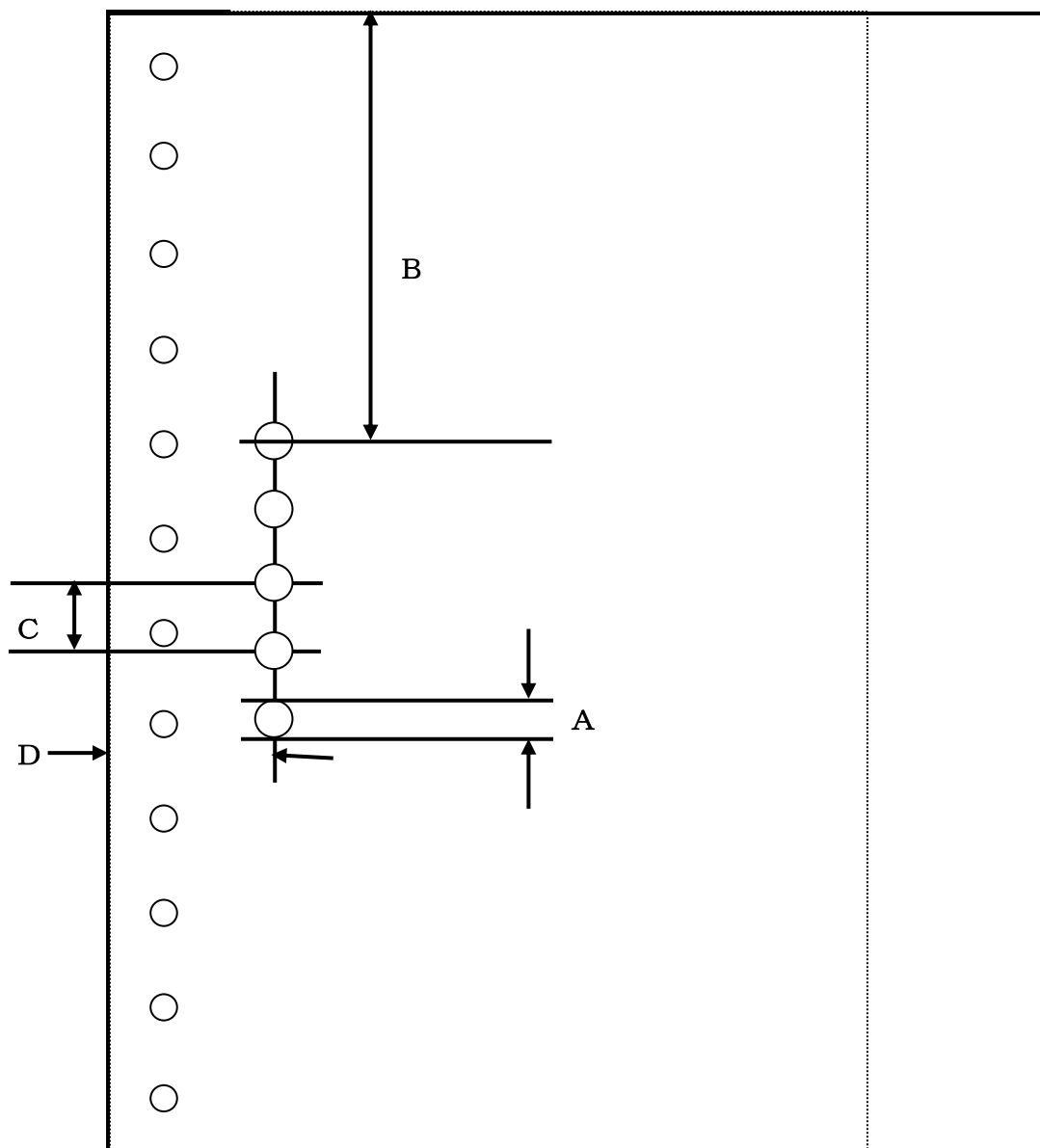
左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



別紙②

○K290 送金通知書(厚年)の郵便はがき部分の穴の位置と寸法

表



A: 穴の直径 $5.5\text{mm} \pm 0.1\text{mm}$

B: 端からの一番上の穴の中心までの距離(縦) $56.7\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

C: 穴の中心部から次の穴の中心部までの距離(縦) $9.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

D: 端からの穴の中心までの距離(横) $19.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

K290
表

料金後納
郵便

大切なお知らせ

差出人 **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 三丁目5番24号
Japan Pension Service

❗ 開封前にあて名をご確認ください。
このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、
宛封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりといかに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

料金後納
郵便

大切なお知らせ

差出人 **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 三丁目5番24号
Japan Pension Service

❗ 開封前にあて名をご確認ください。

様

様

厚生年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名

支払開始日 令和 年 月 日

年金証書の基礎年金番号・年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国保保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および 復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行 郵便局

領 取 証

上記の金額を受領しました。令和 年 月 日

氏 名

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

厚生年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名

支払開始日 令和 年 月 日

年金証書の基礎年金番号・年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国保保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および 復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行 郵便局

領 取 証

上記の金額を受領しました。令和 年 月 日

氏 名

厚生労働省

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

(注意事項)

- この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払できないこととなりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管してください。
- この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
この場合、その支払がまだなされていないときは、左面記載支払店を経由して発行官署へ届け出てください。
- 受取人は、領収証欄に日付および氏名を記入し、年金証書と一緒に支払店に差し出してください。
- 左面記載の支払開始日から1年を過ぎますと表記の支払店では支払を受けられません(その場合は左面記載の取扱官署にお申出ください)。
- 代理人として受け取りに来た方が、代理人本人であることを確認できる「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 支払店(郵便局)を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座振込に変更するとき、また住所を変更するときは、変更の届をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください(届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります)。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税があわせて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

(注意事項)

- この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払できないこととなりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管してください。
- この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
この場合、その支払がまだなされていないときは、左面記載支払店を経由して発行官署へ届け出てください。
- 受取人は、領収証欄に日付および氏名を記入し、年金証書と一緒に支払店に差し出してください。
- 左面記載の支払開始日から1年を過ぎますと表記の支払店では支払を受けられません(その場合は左面記載の取扱官署にお申出ください)。
- 代理人として受け取りに来た方が、代理人本人であることを確認できる「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 支払店(郵便局)を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座振込に変更するとき、また住所を変更するときは、変更の届をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください(届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります)。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税があわせて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とさ

K290

裏

送金通知書のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

「ねんきんダイヤル」 0570-05-1165

・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165

〈受付時間〉	月 曜 日	午前8:30～午後7:00
	火～金曜日	午前8:30～午後5:15
	第2土曜日	午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談を受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ！

「予約受付専用電話」 0570-05-4890

・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521

〈受付時間〉月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

○最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違え電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いには十分ご注意ください。

○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。予めご了承ください。

○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人お二人の基礎年金番号が必要です。

不審な電話・手紙等にご注意ください。

○日本年金機構では、携帯電話によりATMで還付金を受け取るよう誘導することはありません。

○日本年金機構の職員が、電話でマイナンバーやお客様の家族構成、金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。また手数料などの金銭を求めません。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 検索

※委任状は、お手紙を委任する方がご記入ください。

委 任 状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

姓

氏名

(受給者)
住所

姓

氏名

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。

なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることをお勧めします。

この通知書はなくさないでください。

※委任状は、お手紙を委任する方がご記入ください。

委 任 状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

姓

氏名

(受給者)
住所

姓

氏名

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。

なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることをお勧めします。

この通知書はなくさないでください。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「N290 送金通知書（国年）」
紙 質	連続用感圧接着用紙（再剥離可能な特殊感圧接着剤を表裏全体に塗布した用紙） ※原紙 連続伝票用紙（NIP対応用紙） メートル坪量 120.0g/m ² 糊材塗布後 メートル坪量 129.3g/m ² ただし、はがき本体が2g以上で、はがき全体が6g以内であること。
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（青）、裏1色（青） ※UV耐熱インキ
サ イ ズ	1折り2面付き 縦12インチ × 横13インチ 公差0.5mmとする。 （1面当たり 縦 6インチ × 横13インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙①のとおり）、「郵便はがき」部分の5か所穴あり（別紙②のとおり）
梱 包	・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	2,000折（2箱）
納 期	令和8年12月21日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「N290-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本、別紙①および②を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、または平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として日本年金機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年10月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年10月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

N 2 9 0 送金通知書 (国年)

★ ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン（縦 2本 横 1本）

コーナーカット及び郵便はがき部分の穴開け有り

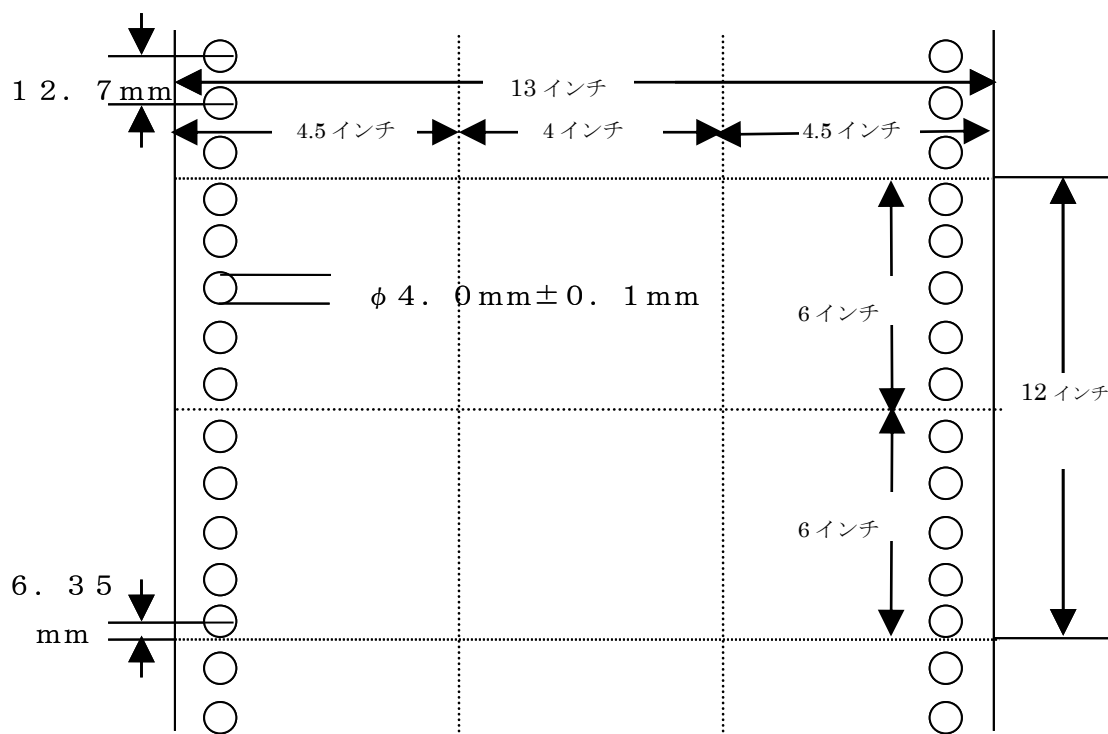
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

D=4. 0 ± 0.1 mm

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で±0.3mmを超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

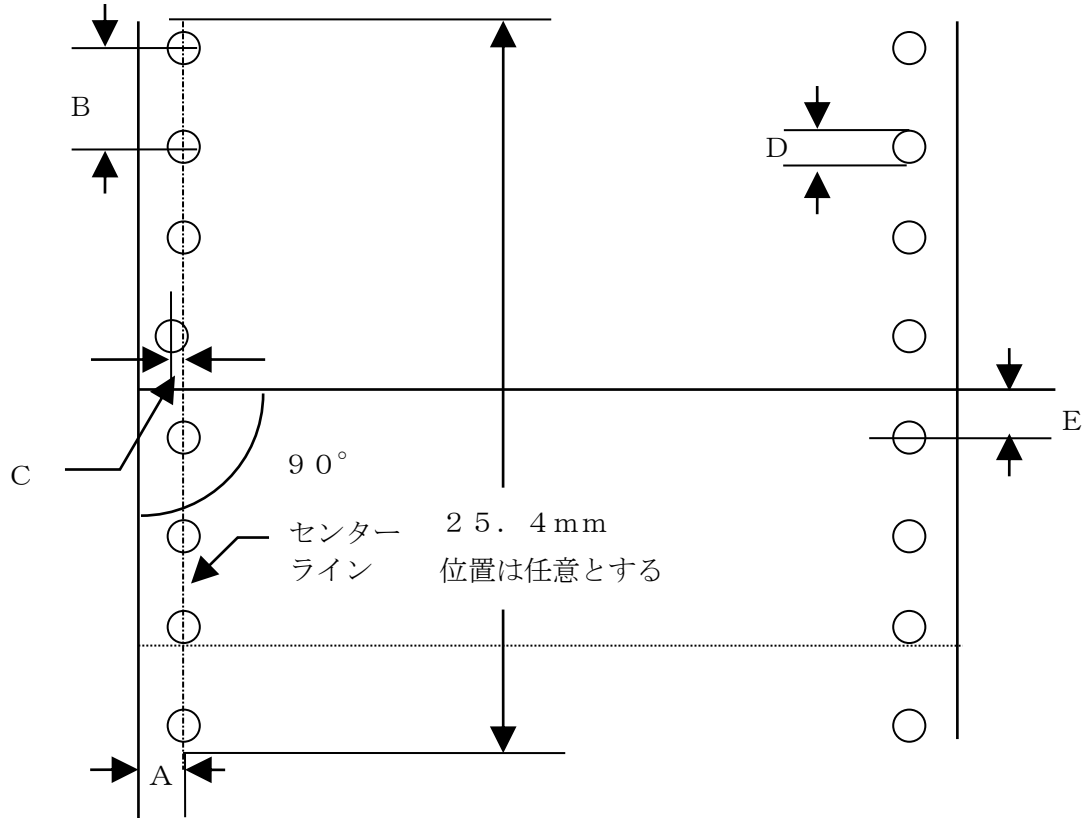
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0. 1 mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0. 1 5mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

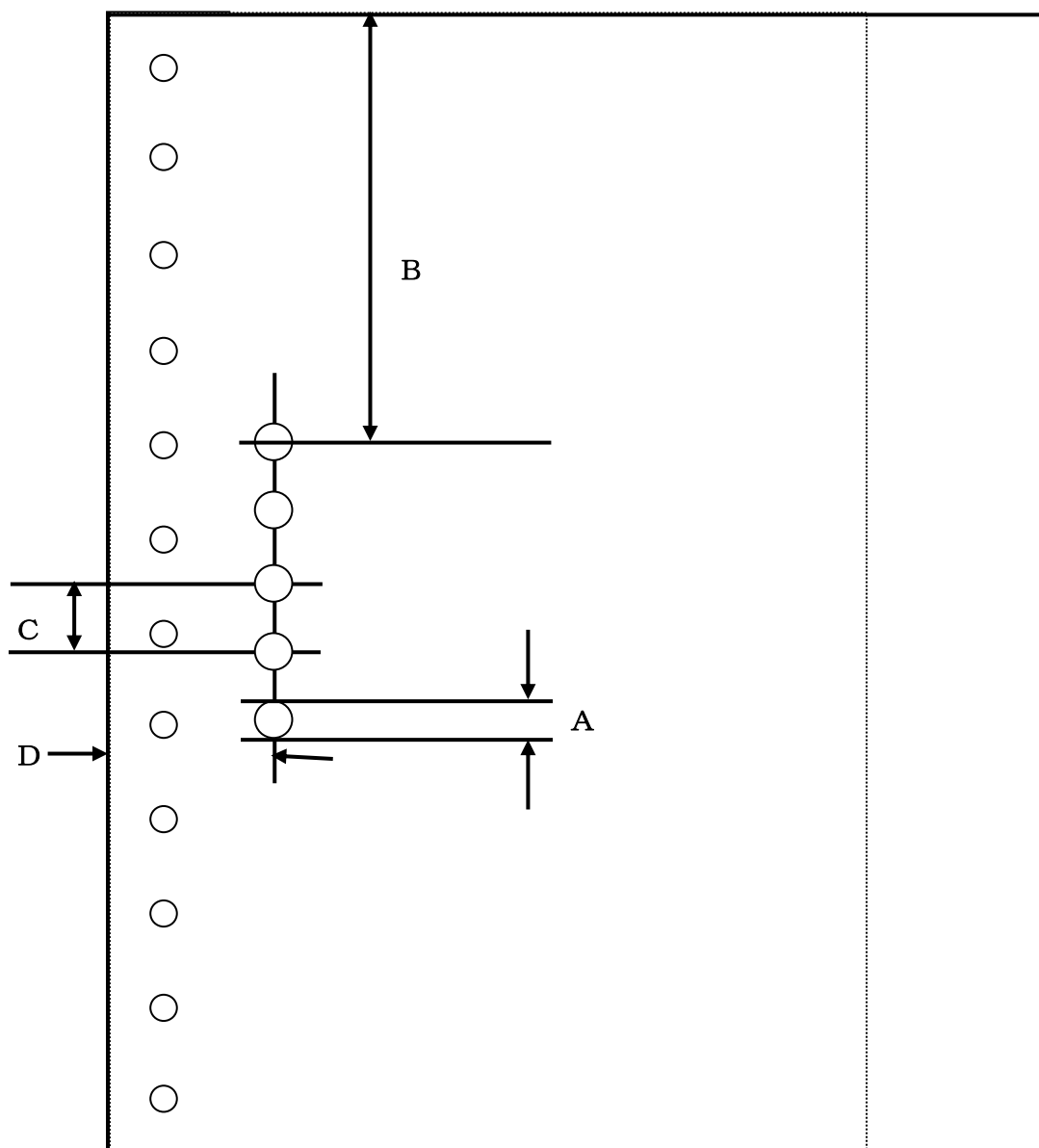
左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



別紙②

○N290 送金通知書(国年)の郵便はがき部分の穴の位置と寸法

表



A: 穴の直径 $5.5\text{mm} \pm 0.1\text{mm}$

B: 端からの一番上の穴の中心までの距離(縦) $56.7\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

C: 穴の中心部から次の穴の中心部までの距離(縦) $9.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

D: 端からの穴の中心までの距離(横) $19.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

料金後納
郵便

N 290

表

大切なお知らせ

差出人 **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 三丁目5番24号
Japan Pension Service

❗ 開封前にあて名をご確認ください。
このお知らせを受け取られた方が、あて各記載の受取人でない場合は、
封筒を「開封」と記入し、郵便ポストに投函してください。

ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくり丁寧に開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

料金後納
郵便

大切なお知らせ

差出人 **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 三丁目5番24号
Japan Pension Service

❗ 開封前にあて名をご確認ください。
このお知らせを受け取られた方が、あて各記載の受取人でない場合は、
封筒を「開封」と記入し、郵便ポストに投函してください。

国民年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名

支払開始日 令和 年 月 日

年金証書の基礎年金番号・年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国保保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および 復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行

郵便局

領 収 証

上記の金額を受領しました。 令和 年 月 日

氏名

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

国民年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名

支払開始日 令和 年 月 日

年金証書の基礎年金番号・年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国保保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および 復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行

郵便局

領 収 証

上記の金額を受領しました。 令和 年 月 日

氏名

厚生労働省

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

(注意事項)

- この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払できないこととなりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管してください。
- この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
この場合、その支払がまだなされていないときは、左面記載支払店を経由して発行官署へ届け出てください。
- 受取人は、領収証欄に日付および氏名を記入し、年金証書と一緒に支払店に差し出してください。
- 左面記載の支払開始日から1年を過ぎますと表記の支払店では支払を受けられません(その場合は左面記載の取扱官署にお申し出ください)。
- 代理人として受け取りに来た方が、代理人本人であることを確認できる「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 支払店(郵便局)を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座振込に変更するとき、また住所を変更するときは、変更の届をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください(届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります)。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税があわせて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

(注意事項)

- この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払できないこととなりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管してください。
- この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
この場合、その支払がまだなされていないときは、左面記載支払店を経由して発行官署へ届け出てください。
- 受取人は、領収証欄に日付および氏名を記入し、年金証書と一緒に支払店に差し出してください。
- 左面記載の支払開始日から1年を過ぎますと表記の支払店では支払を受けられません(その場合は左面記載の取扱官署にお申し出ください)。
- 代理人として受け取りに来た方が、代理人本人であることを確認できる「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 支払店(郵便局)を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座振込に変更するとき、また住所を変更するときは、変更の届をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください(届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります)。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税があわせて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

N290
裏

52218-C 1P W

送金通知書のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165

・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165

〈受付時間〉 月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ！

「予約受付専用電話」
0570-05-4890

・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521

〈受付時間〉 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- 最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いには十分ご注意ください。
- 月曜日まで休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話が繋がりにくくなっております。予めご了承ください。
- 代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人お二人の基礎年金番号が必要です。

不審な電話・手紙等にご注意ください。

- 日本年金機構では、携帯電話によりATMで還付金を受け取るよう誘導することはありません。
- 日本年金機構の職員が、電話でマイナンバーやお客様の家族構成、金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。また手数料などの金銭を求めるともありません。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などを掲載いたします。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

総局

2021.10.18 01:18

送金通知書のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165

・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165

〈受付時間〉 月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ！

「予約受付専用電話」
0570-05-4890

・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521

〈受付時間〉 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- 最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いには十分ご注意ください。
- 月曜日まで休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話が繋がりにくくなっております。予めご了承ください。
- 代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人お二人の基礎年金番号が必要です。

不審な電話・手紙等にご注意ください。

- 日本年金機構では、携帯電話によりATMで還付金を受け取るよう誘導することはありません。
- 日本年金機構の職員が、電話でマイナンバーやお客様の家族構成、金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。また手数料などの金銭を求めるともありません。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などを掲載いたします。

52218-C 1P W

委任状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

氏名

(受給者)
住所

氏名

※委任状は、お手続きを委任する方がご記入ください。

委任状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

氏名

(受給者)
住所

氏名

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。

なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることを勧めます。

この通知書はなくさないでください。

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。

なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることを勧めます。

この通知書はなくさないでください。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「S290 送金通知書（船保）」
紙 質	連続用感圧接着用紙（再剥離可能な特殊感圧接着剤を表裏全体に塗布した用紙） ※原紙 連続伝票用紙（NIP対応用紙） メートル坪量 120.0g/m ² 糊材塗布後 メートル坪量 129.3g/m ² ただし、はがき本体が2g以上で、はがき全体が6g以内であること。
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（緑）、裏1色（緑） ※UV耐熱インキ
サ イ ズ	1折り2面付き 縦12インチ × 横13インチ 公差0.5mmとする。 （1面当たり 縦 6インチ × 横13インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙①のとおり）、「郵便はがき」部分の5か所穴あり（別紙②のとおり）
梱 包	・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	2,000折（2箱）
納 期	令和8年12月21日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「S290-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本、別紙①および②を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、または平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として日本年金機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年10月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年10月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

S 2 9 0 送金通知書（船保）

★ ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン（縦 2本 横 1本）

コーナークット及び郵便はがき部分の穴開け有り

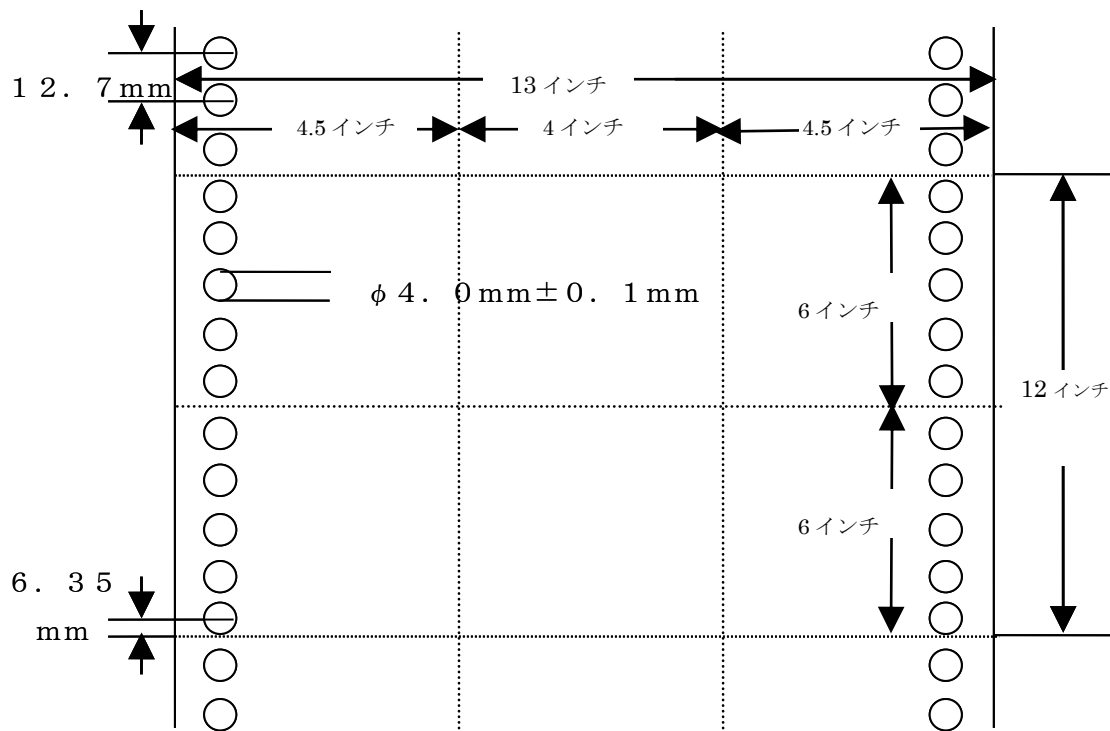
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線を用いる。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

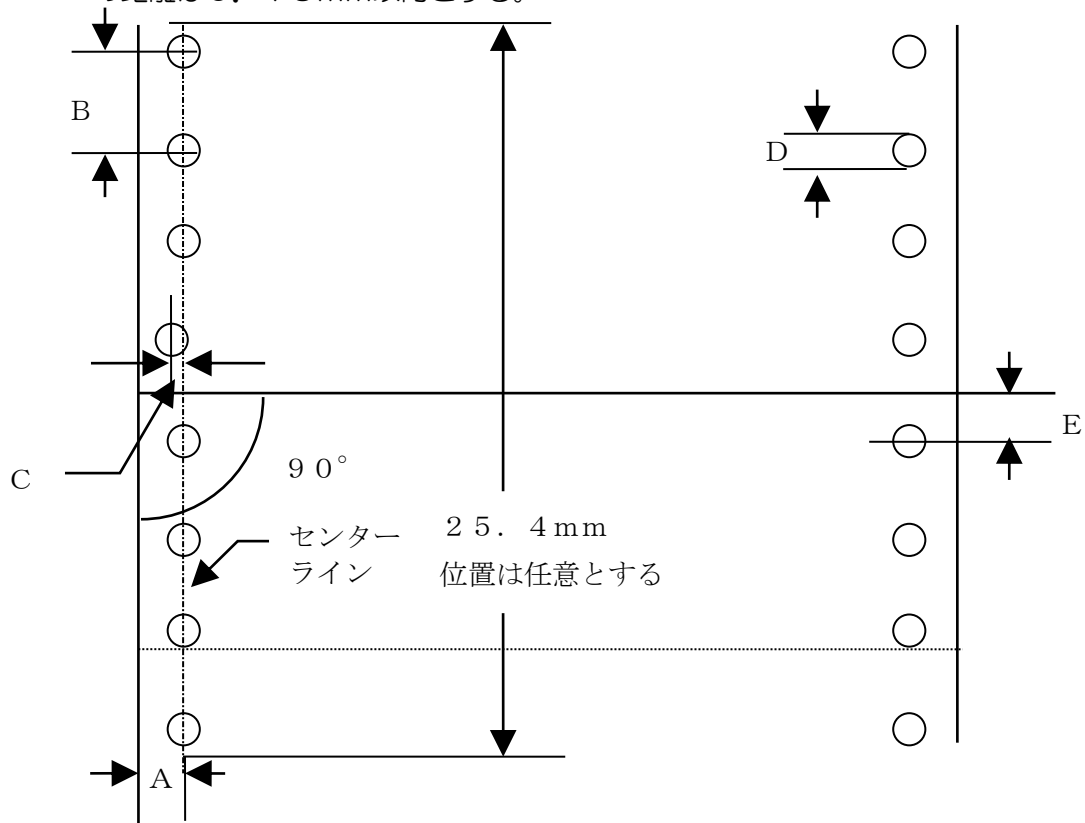
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

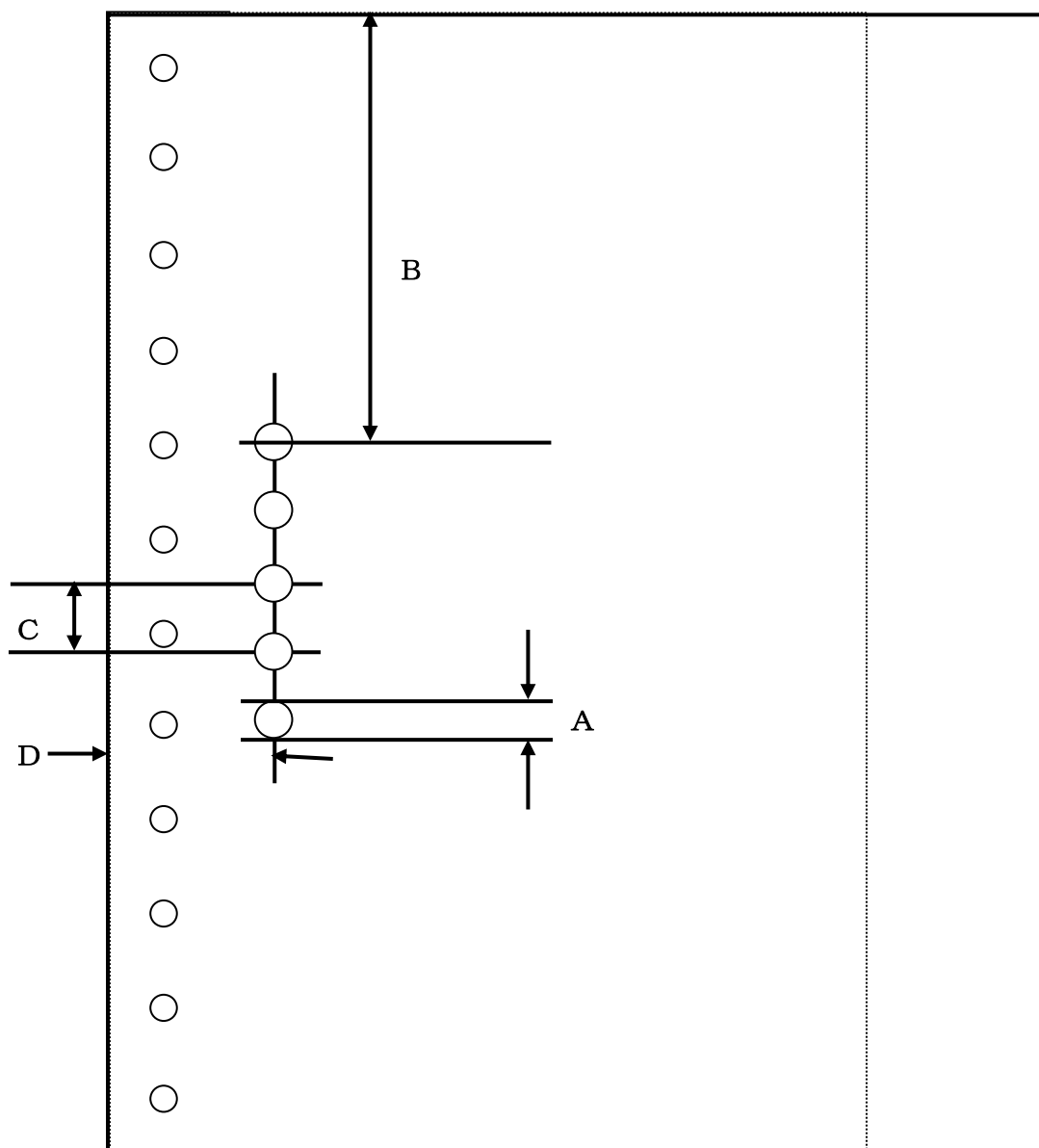
左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



別紙②

○S290 送金通知書(船保)の郵便はがき部分の穴の位置と寸法

表



A: 穴の直径 $5.5\text{mm} \pm 0.1\text{mm}$

B: 端からの一番上の穴の中心までの距離(縦) $56.7\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

C: 穴の中心部から次の穴の中心部までの距離(縦) $9.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

D: 端からの穴の中心までの距離(横) $19.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

5290
表

様

大切なお知らせ


日本年金機構
 Japan Pension Service
 〒168-8505
 東京都杉並区高井戸西
 三丁目5番24号

① 開封前にあて名をご確認ください。
このお知らせを受け取られた方が、おて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「[誤配]」と記入し、郵便ポストに投函してください。

ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりといねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

料金後納
郵便

様

大切なお知らせ

差出人  **日本年金機構** 〒168-8505
Japan Pension Service 東京都杉並区高井戸西
三丁目5番24号

① 開封前にあて名をご確認ください。

船員保險年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います

氏名

支払開始日 令和 年 月 日

年金証書の基礎年金番号・年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国保保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および 復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

ゆうちょ銀行
支払店
郵便局

領 収 証

上記の金額を受領しました。 令和 年 月 日

氏 名

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

船員保險年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名

支払開始日 令和 年 月 日

年金証書の基礎年金番号・年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国保保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および 復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

ゆうちょ銀行
支払店
郵便局

領 収 証

上記の金額を受領しました。令和 年 月 日

氏名

原牛学傲坐

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

(注意事項)

- 1 この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払いできないこととなりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管してください。
- 2 この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
この場合、その支払がまだなされていないときは、左面記載支払店を経由して発行官署へ届け出てください。
- 3 受取人は、領収証欄に日付および氏名を記入し、年金証書と一緒に支払店に差し出してください。
- 4 左面記載の支払開始日から1年を過ぎますと表記の支払店では支払を受けられません（その場合は左面記載の取返官署にお申出ください）。
- 5 代理人として受け取りに来た方が、代理人本人であることを確認できる「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 6 支払店（郵便局）を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行（郵便局）の口座振込に変更するとき、また住所を変更するとき、は、変更の届をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください（届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります）。
- 7 職務上全年の第二種特別支給金は、「全国健康保険協会」において支払われます。

介護保険料額、国民健康保険料（税）額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

- ◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。
- ◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

- ◆平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税があわせて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

(注意事項)

- 1 この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払いできないこととなりますので、払戻しを受けるまでは大切に保管してください。
- 2 この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
この場合、その支払がまだなされていないときは、左面記載支払店を経由して発行官署へ届け出てください。
- 3 受取人は、領収証欄に日付および氏名を記入し、年金証書と一緒に支払店に差し出してください。
- 4 左面記載の支払開始日から1年を過ぎますと表記の支払店では支払を受けられせん。その場合は左面記載の取扱官署にお申出ください。
- 5 代理人として受け取りに来た方が、代理人本人であることを確認できる「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 6 支払店(郵便局)を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座振込に変更するとき、また住所を変更するときは、変更の届をお近くの年金事務所または年金相談センターにご提出ください(届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります)。
- 7 職務上年金の第二種特別支給金は、「全国健康保険協会」において支払われます。

介護保険料額、国民健康保険料（税）額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

- ◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。
- ◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

- ◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税があわせて源泉徴収さ

S290

裏

52215-C 1P W

送金通知書のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

ねんきんダイヤル **0570-05-1165**

・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165

〈受付時間〉 月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※休日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ！

予約受付専用電話 **0570-05-4890**

・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521

〈受付時間〉 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

- 最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違え電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いには十分ご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。予めご了承ください。
- 代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人お二人の基礎年金番号が必要です。

不審な電話・手紙等にご注意ください。

- 日本年金機構では、携帯電話によりATMで送付金を受け取るよう誘導することはありません。
- 日本年金機構の職員が、電話でマイナンバーやお客様の家族構成、金融機関の口座番号・暗証番号などを聞き出すことはありません。また手数料などの金銭を要求することはありません。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所所在地、お問い合わせ先などを掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

総務部

印刷 12月 500

送金通知書のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

ねんきんダイヤル **0570-05-1165**

・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165

〈受付時間〉 月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※休日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ！

予約受付専用電話 **0570-05-4890**

・050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521

〈受付時間〉 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

- 最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違え電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いには十分ご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。予めご了承ください。
- 代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人お二人の基礎年金番号が必要です。

不審な電話・手紙等にご注意ください。

- 日本年金機構では、携帯電話によりATMで送付金を受け取るよう誘導することはありません。
- 日本年金機構の職員が、電話でマイナンバーやお客様の家族構成、金融機関の口座番号・暗証番号などを聞き出すことはありません。また手数料などの金銭を要求することはありません。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所所在地、お問い合わせ先などを掲載しています。

52215-C 1P W

※委任状は、お手続きを委任する方が記入してください。

委 任 状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

姓
名
は
な
り
苗
姓
名

氏名

(受給者)
住所

氏名

※委任状は、お手続きを委任する方がご記入ください。

委 任 状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

姓
名
は
な
り
苗
姓
名

氏名

(受給者)
住所

氏名

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。

なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることを勧めます。

この通知書はなくさないでください。

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。

なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることを勧めます。

この通知書はなくさないでください。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H256 地共済分送金通知書」
紙 質	連続用感圧接着用紙（再剥離可能な特殊感圧接着剤を表裏全体に塗布した用紙） ※原紙 連続伝票用紙（NIP対応用紙） メートル坪量 84 g/m ² 糊材塗布後 メートル坪量 100 g/m ² ただし、はがき本体が2g以上で、はがき全体が6g以内であること。
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（紫）、裏1色（紫） ※UV耐熱インキ
サ イ ズ	1折り2面付き 縦12インチ × 横13インチ 公差0.5mmとする。 （1面当たり 縦 6インチ × 横 13インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙①のとおり）
梱 包	・1箱は500折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	500折(1箱)
納 期	令和8年12月21日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	・スプロケットホール部に「H256-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本、別紙①を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、または平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していることが必要となる。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として日本年金機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年10月27日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年10月29日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H 2 5 6 地共済分送金通知書

★ ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン（縦 2本 横 1本）

コーナークット及び郵便はがき部分の穴開け有り

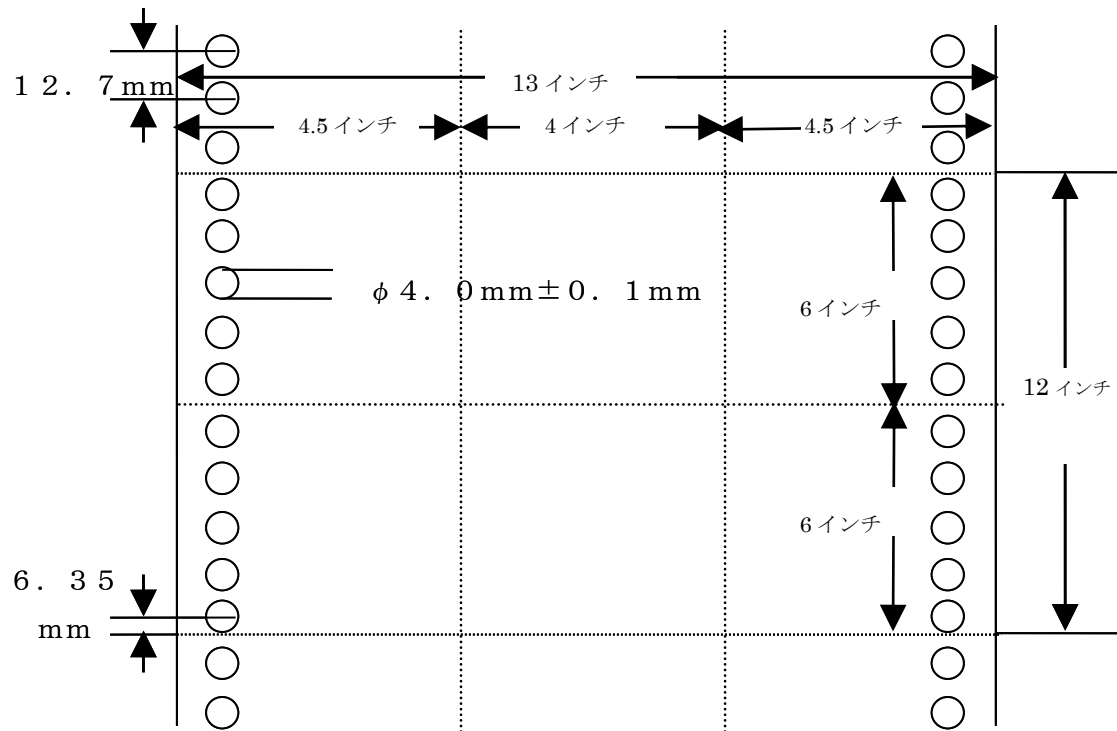
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

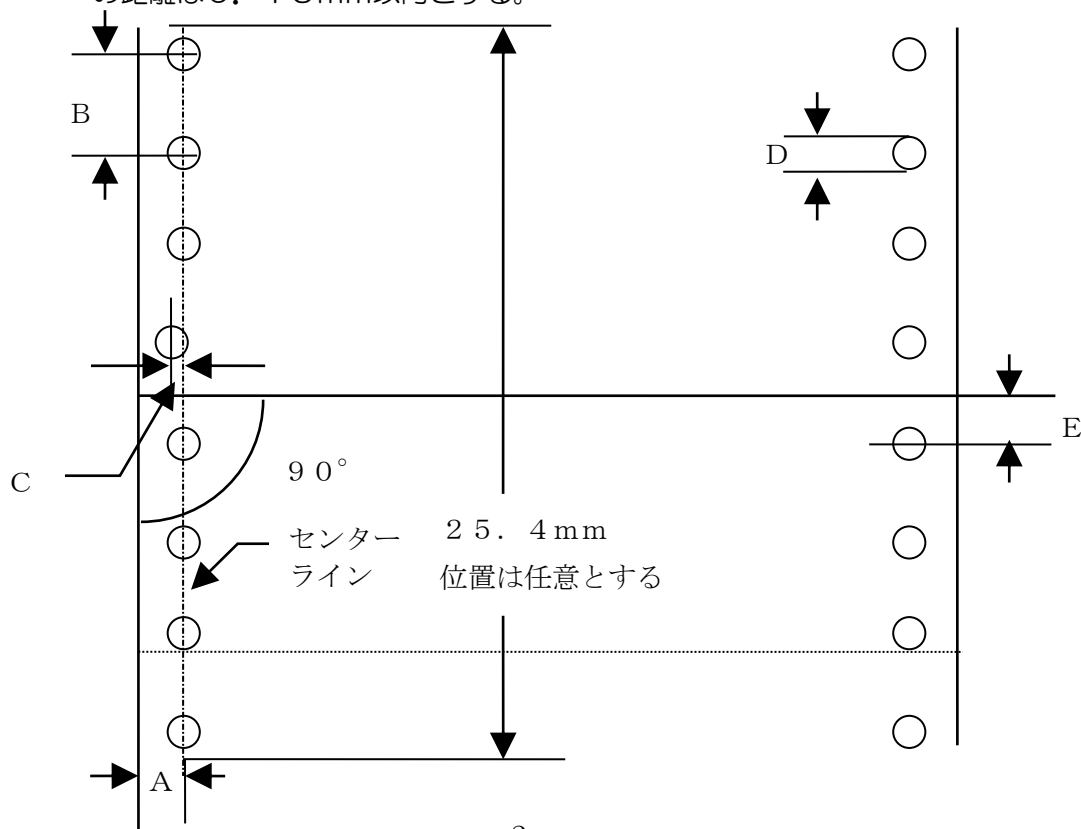
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



料金後納
郵便

国民年金(基礎年金)の支払いに関する通知書

あなたの基礎年金は、共済組合を通じて支払われるように手続きを
しましたので通知します。

支払日 令和 年 月 日
年金の種類 年金

年金証書の基礎年金番号・年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国保保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および 復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行

郵便局

様

大切なお知らせ

差出人



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

「ご案内は内側にあります。」

矢印の方向へゆっくりに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

郵便はがき

料金後納
郵便

国民年金(基礎年金)の支払いに関する通知書

あなたの基礎年金は、共済組合を通じて支払われるように手続きを
しましたので通知します。

支払日 令和 年 月 日
年金の種類 年金

年金証書の基礎年金番号・年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国保保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および 復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行

郵便局

様

大切なお知らせ

差出人



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

(注意事項)

- 支払店(郵便局)を変更する場合や、支払店(郵便局)以外の他の金融機関に変更する場合は、早めに共済年金を受け取っている共済組合に提出してください。
- 年金を受けることについて、わからないことがあるときは、共済年金を受け取っている共済組合にお問い合わせください。
- 次のようなときは、共済年金を受け取っている共済組合に提出してください。
なお、届出についてわからないことがあるときは、年金証書と印鑑を持参して共済組合にお問い合わせください。

- (1) 氏名、住所が変わったとき
- (2) 障害基礎年金を受けている方が障害の状態がなくなったとき
- (3) 遺族基礎年金を受けている方が婚姻したとき、養子縁組をしたときまたは離縁したとき
- (4) 年金を受けている方が死亡したとき

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

- ◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。
- ◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

- ◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税が併せて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

(注意事項)

- 支払店(郵便局)を変更する場合や、支払店(郵便局)以外の他の金融機関に変更する場合は、早めに共済年金を受け取っている共済組合に提出してください。
- 年金を受けることについて、わからないことがあるときは、共済年金を受け取っている共済組合にお問い合わせください。
- 次のようなときは、共済年金を受け取っている共済組合に提出してください。
なお、届出についてわからないことがあるときは、年金証書と印鑑を持参して共済組合にお問い合わせください。

- (1) 氏名、住所が変わったとき
- (2) 障害基礎年金を受けている方が障害の状態がなくなったとき
- (3) 遺族基礎年金を受けている方が婚姻したとき、養子縁組をしたときまたは離縁したとき
- (4) 年金を受けている方が死亡したとき

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

- ◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。
- ◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

- ◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税が併せて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！



0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉月 曜 日 午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00
火 ~ 金曜日 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15
第 2 土曜日 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

- ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
- ※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日から休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（6日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

不審な電話・手紙等や違法な貸金業者にご注意ください。

- 日本年金機構では、携帯電話によりATMで還付金を受け取るよう誘導することはありません。
- 「貸金は何でもいい」、「年金口座から自動引き落とし」等をうたい文句に貸付を行い、高額な金利等の支払いを求める「偽装貸付」にご注意ください。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地、お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

1995 1019 075

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！



0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉月 曜 日 午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00
火 ~ 金曜日 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15
第 2 土曜日 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

- ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
- ※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日から休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（6日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

不審な電話・手紙等や違法な貸金業者にご注意ください。

- 日本年金機構では、携帯電話によりATMで還付金を受け取るよう誘導することはありません。
- 「貸金は何でもいい」、「年金口座から自動引き落とし」等をうたい文句に貸付を行い、高額な金利等の支払いを求める「偽装貸付」にご注意ください。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地、お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<https://www.nenkin.go.jp/>